ドイツ視察記（第二回）

伊藤一男

朝、列車はドイツを走っていた。いつ国境を越えたのか緑の広い平野、赤や青の屋根の家々、空にのびる教会の塔など、パリ周辺とは色彩のちがった牧歌的な風景である。十五日の朝、僕達はボン駅に着いた。バスでホテルに向ったが、首都というより南独の田舎町といった街並である。緑の森と石畳の街だ。

翌日は正午からライン河畔の官邸に招かれ、ハイネマン大統領の接見を受けた。午後からケルン市の観光にでかけて、市内を四時間ほど見てあるいた。

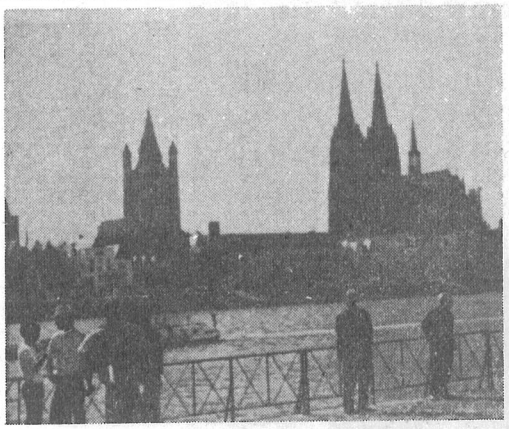

ケルン市郊外

―緑と塔と高速道路―

ケルン市は第二次大戦で市街の八割を破壊されたが、大聖堂（ケルン・ドーム）など中世期の建造物が残っている。市の郊外にでるとすぐ森と田園が迫っている。ラインの河辺にはリンデンの白い花が咲き、プラタナスが風に鳴っていた。日本の街路樹のように死んでいない。葉が輝いている。ドイツに来てまず感じたのは、市民が緑と自然を大切にしていることだ。家々のテラスにはバラなどの花木が飾られ、公園の樹木なども自然のままである。そんな緑の中のあちこちに教会があり、キリのように鋭い塔が大空に伸びている。道路は巾広く、上下四車線で中央には並木が設けられている。都市と都市は「高速道路」（アウトバーン）で直線にむすばれ、日本のようにコーラの看板などない。

ドイツは夕方六時で商店はおわる。扉が閉じられると、その店頭はヒッピー達に占領される。道端に布をしき、手製のイヤリングや指輪を売る。そばに何人か子供達もいた。「教育」の心配など、彼らは全くしていない。商売しながら酒を飲み、唄ったりバンドでも稼いだりしている。

―ラインを下る―

七月十七日は待望のライン下りである。バスでリューデスハイムに向い、三時間ほどライン河ぞいに走り、ローレライの岩近くで昼食をとった伝説とハイネの詩で名高いローレライも、登ってみると小さな岩山だった。眼下のラインは悠々と流れる。五時にリューデスハイムより出発。遊覧船のデッキではカメラを構える人が多い。でもあまり枚数は撮らない。パチパチやるのは日本人だけだとのこと。両岸にはなだらかなブドウ畑の丘や岩壁が続き、岸のあちこちに古城が聳えたっている。六時より船中で夕食。ドイツ人と合唱しながらソーセイヂの焼いたものをかじり、ライン・ワインを飲む。通訳を間に老人と話した。彼は僕達を兄弟と呼び、かって共に世界を相手に戦った間柄だと笑った。案外、ドイツ人の親日感はここらあたりにあるらしい。（淋しいことだが）八時三十分、残照のコブレンツに上陸した。

―バイエルンにはいる―

翌日、ボン市を出発してシャインフェルトの街に向った途中、ベートウベンの生家やザールブルクの城壁を見学した。この街では教会に泊ったそこを基地にして、ミュンヘンやニュールンブルなどの都市を訪問したのである。オリンピック施設やデューラの絵画展は印象的であった。これらの都市では教育施設の立派さに驚いた。小学校、職業学校、社会人教育センターなどを見たが、その設備内容やカルキュラムは、教育を受ける児童、青年本位に実施されている。

ドイツというと伝統と格調の国といった感じを持つが、教会や城郭、街並を除いては近代的な建造物が目につく。また、町の通りにはミニ・ホットパンツがあふれ、ポルノなど公然と宣伝・販売されている。表面的には近代化されているが、領主が依然として政・経の実権を握っている。非常に早い速度で世界の近代化に反応しているが、その内部では精神的な重厚さ、伝統への誇りが大きく息づいているのだ―ドイツでの実感である。僕らは更に南下してバイエルンへと入っていった。

自動車の重量税

十二月から実施

自動車重量税が創設され今年十二月一日から施行されることになりました。課税の対象となる自動車は、道路運送車両法の規定により自動車検査を受ける自動車（検査自動車）及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車（届出軽自動車）に対してその重量に応じて税金がかかります。ただし、検査自動車のうち大型特殊自動車は非課税です。また、届出軽自動車のうちで車両番号の指定を受けたことのある中古車は、その指定の際に交付されていた軽自動車届出済証を返納した旨の証明書を添付して、新たに使用の届出をすることを条件に非課税とされています。なを、原動機付自転車や小型特殊自動車のように、自動車検査、届出の制度がないものは、自動車重量税の対象にはなりません。また、納税義務は課税の対象となる車の使用者にあり、自動車重量税専用の印紙で届出又は検査を受ける際に陸運事務所窓口で納めます。自動車税の税率は、自動車の重量や区分により次のように定められています。

▼自動車検査証の有効期間が二年と定められたもの（二輪を除く乗用自動車）

・車両重量〇・五トン以下　五千円
・車両重量〇・五トンをこえるものは車両重量〇・五トン又はその端数毎に五千円（二輪を除く乗用車以外の自動車）
・車両総重量一トン以下　五千円
・車両総重量一トンをこえるものは一トン又は端数ごとに五千円
・二輪の小型自動車　三千円

▼自動車検査証の有効期限が一年と定められているもの（二輪を除く乗用自動車）

・車両重量〇・五トン以下　二千五百円
・車両重量〇・五トンをこえるものは〇・五トンまたはその端数毎に二千五百円（二輪を除く乗用車以外の自動車）
・車両総重量一トン以下　二千五百円
・車両総重量一トンをこえるものは一トンまたはその端数毎に二千五百円
・二輪の小型自動車千五百円

▼届出軽自動車

・二輪以外の車　七千五百円
・二輪の車　四千円

（注）車両重量＝車両重量＋最大積載量＋（定員×55kg）